

令和6年度 随意契約一覧表(学校教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	教育総務室	吹田第一小学校における物品の購入	吹田第一小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	4,954,950円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	教育総務室	吹田第二小学校における物品の購入	吹田第二小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	5,935,160円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	教育総務室	吹田第三小学校における物品の購入	吹田第三小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	6,302,450円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
4	教育総務室	吹田東小学校における物品の購入	吹田東小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	5,183,090円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
5	教育総務室	吹田南小学校における物品の購入	吹田南小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	7,759,180円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
6	教育総務室	吹田第六小学校における物品の購入	吹田第六小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	5,057,360円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
7	教育総務室	千里第一小学校における物品の購入	千里第一小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	7,822,430円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
8	教育総務室	千里第二小学校における物品の購入	千里第二小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	8,864,130円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

9	教育総務室	千里第三小学校における物品の購入	千里第三小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	8,277,060円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
10	教育総務室	千里新田小学校における物品の購入	千里新田小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	7,129,100円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
11	教育総務室	佐井寺小学校における物品の購入	佐井寺小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	6,131,510円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
12	教育総務室	東佐井寺小学校における物品の購入	東佐井寺小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	5,686,010円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
13	教育総務室	岸部第一小学校における物品の購入	岸部第一小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	4,970,900円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
14	教育総務室	岸部第二小学校における物品の購入	岸部第二小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	6,125,790円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
15	教育総務室	豊津第一小学校における物品の購入	豊津第一小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	8,526,210円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
16	教育総務室	豊津第二小学校における物品の購入	豊津第二小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	5,952,430円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
17	教育総務室	江坂大池小学校における物品の購入	江坂大池小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	5,650,590円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

18	教育総務室	山手小学校における物品の購入	山手小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	5,981,030円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
19	教育総務室	片山小学校における物品の購入	片山小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	7,497,930円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
20	教育総務室	山田第一小学校における物品の購入	山田第一小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	6,064,630円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
21	教育総務室	山田第二小学校における物品の購入	山田第二小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	茨木市大手町4番19号 (株)堀廣旭堂	6,626,840円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
22	教育総務室	山田第三小学校における物品の購入	山田第三小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	5,822,960円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
23	教育総務室	山田第五小学校における物品の購入	山田第五小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	4,475,020円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
24	教育総務室	東山田小学校における物品の購入	東山田小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	茨木市大手町4番19号 (株)堀廣旭堂	8,258,910円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
25	教育総務室	南山田小学校における物品の購入	南山田小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	8,108,430円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
26	教育総務室	西山田小学校における物品の購入	西山田小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	6,077,500円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

27	教育総務室	北山田小学校における 物品の購入	北山田小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	6,501,220円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
28	教育総務室	千里丘北小学校におけ る物品の購入	千里丘北小学校におけ る教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	茨木市大手町4番19号 (株)堀廣旭堂	7,870,390円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
29	教育総務室	佐竹台小学校における 物品の購入	佐竹台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	7,367,140円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
30	教育総務室	高野台小学校における 物品の購入	高野台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	5,594,820円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
31	教育総務室	津雲台小学校における 物品の購入	津雲台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	6,868,510円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
32	教育総務室	古江台小学校における 物品の購入	古江台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	茨木市元町3番8号 (有)虎谷誠々堂書店	6,459,970円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
33	教育総務室	藤白台小学校における 物品の購入	藤白台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	茨木市大手町4番19号 (株)堀廣旭堂	7,304,440円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
34	教育総務室	青山台小学校における 物品の購入	青山台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	5,822,960円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)
35	教育総務室	桃山台小学校における 物品の購入	桃山台小学校における 教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	6,800,090円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契 約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務 関係業務】オに該当)

36	教育総務室	千里たけみ小学校における物品の購入	千里たけみ小学校における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	6,462,060円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
37	教育総務室	教育センター他における物品の購入	教育センター他における教師用指導書の購入	(令和6年4月24日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	8,190,050円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
38	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年4月1日から 令和6年4月30日まで (令和6年4月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	20,085,330円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
39	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年4月1日から 令和6年4月30日まで (令和6年4月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	3,011,486円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
40	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年4月1日から 令和6年4月30日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	6,834,417円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
41	学校管理課	吹田市立中学校プロパンガス供給等業務	吹田市立中学校で使用するプロパンガスの供給等	令和6年4月25日から 令和23年3月31日まで (令和6年4月25日)	吹田市泉町2丁目40番31号 杉林液化ガス(株)	29,862,315円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る 水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年5月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年5月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	13,961,244円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係る ガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年5月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年5月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	5,622,432円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	教育総務室	千里第二小学校他における物品の購入	千里第二小学校他における教師用教科書及び指導書の購入	(令和6年6月19日)	吹田市山田東2丁目36番8号 宇治書店	3,308,042円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立吹田南小学校ほか3校ほか中学校3校特別教室等空調設備移設等業務	校舎大規模改造工事等を実施するに当たり、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備の取外し等を行い、原状復帰する業務	令和6年6月7日から 令和6年12月27日まで (令和6年6月7日)	大阪府吹田市江坂町1丁目17番26号 ダイキンエアテクノ株式会社関西支店	22,555,500円	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備については、引き続き同事業の中で性能維持を含んだ維持管理業務を行っているため、同事業における施工企業と随意契約するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	学校管理課	吹田市立吹田第三小学校ほか1校ほか中学校1校特別教室等空調設備移設等業務	校舎大規模改造工事等を実施するに当たり、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備の取外し等を行い、原状復帰する業務	令和6年6月7日から 令和6年12月27日まで (令和6年6月7日)	大阪府吹田市江坂町1丁目21番7号 芳賀電機株式会社	10,673,300円	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備については、引き続き同事業の中で性能維持を含んだ維持管理業務を行っているため、同事業における施工企業と随意契約するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年6月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	26,724,517円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
5	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年6月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	5,309,045円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
6	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年6月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	6,171,743円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立第二中学校特別教室等空調設備移設等業務	校舎大規模改造工事等を実施するに当たり、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備の取外し等を行い、原状復帰する業務	令和6年7月1日から 令和6年12月27日まで (令和6年7月1日)	吹田市江坂町1丁目21番7号 芳賀電機株式会社	4,087,600円	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備については、引き続き同事業の中で性能維持を含んだ維持管理業務を行っているため、同事業における施工企業と随意契約するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年7月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年7月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	22,856,824円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年7月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年7月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	4,608,452円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
4	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年7月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年7月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	6,141,768円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
5	教育センター	令和6年度小学校大規模校改修に伴う教材提示装置等脱着及び設定委託業務	令和6年度小学校の大規模改修実施に伴い、普通教室内に設置している教材提示装置等の脱着作業を行う業務	令和6年7月8日から 令和6年9月30日まで (令和6年7月8日)	大阪府大阪市中央区和泉町2-2-2 榊内田洋行 大阪支店 大阪支店長 岡野 清吾	9,668,120円	本業務については、令和2年度から令和5年度に実施した教材提示装置等賃借業務により、実際に保守業務を行っている業者でなければ本業務を実施できないため。 【随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)カ】に該当。以下抜粋 カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。
6	教育センター	令和6年度中学校大規模校改修に伴う教材提示装置等脱着及び設定委託業務	令和6年度中学校の大規模改修実施に伴い、普通教室内に設置している教材提示装置等の脱着作業を行う業務	令和6年7月8日から 令和6年9月30日まで (令和6年7月8日)	大阪府大阪市中央区和泉町2-2-2 榊内田洋行 大阪支店 大阪支店長 岡野 清吾	4,502,960円	本業務については、令和2年度から令和5年度に実施した教材提示装置等賃借業務により、実際に保守業務を行っている業者でなければ本業務を実施できないため。 【随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)カ】に該当。以下抜粋 カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	31,433,062円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	11,454,066円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	大阪市中央区平野町4丁 目1番2号 大阪ガス株式会社	4,526,993円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
4	学校教育室	学校徴収金システム改修業務	学校徴収金システムの改修業務	令和6年8月23日から 令和7年3月31日まで (令和6年8月23日)	神奈川県横浜市神奈川区 金港町5番地32 日本ソフトウェアマネジメ ント(株)	4,973,375円	当該システムの開発事業者でなければ業務を行うことができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	教育総務室	教師用教科書及び指導書供給契約(千里第一小学校ほか)	教師用教科書及び指導書供給業務	令和6年8月9日から 令和7年3月31日まで (令和6年8月9日)	吹田市山田東2丁目36番 8号 宇治書店	16,832,392円	特定の者でなければ役務を提供することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	教育総務室	教師用教科書及び指導書供給契約(山田第二小学校ほか)	教師用教科書及び指導書供給業務	令和6年8月9日から 令和7年3月31日まで (令和6年8月9日)	茨木市大手町4番19号 (株)堀廣旭堂	3,936,130円	特定の者でなければ役務を提供することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	教育総務室	教師用教科書及び指導書供給契約(吹田第一小学校ほか)	教師用教科書及び指導書供給業務	令和6年8月9日から 令和7年3月31日まで (令和6年8月9日)	吹田市高浜町7番6号 (株)宮重書店	9,286,785円	特定の者でなければ役務を提供することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立山田第五小学校特別教室等空調設備移設等業務	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)で設置した山田第五小学校の空調機器を統合先の吹田市立山田第三小学校へ移設し、配線、配管、電気設備工事等を行う業務	令和6年9月9日から 令和7年6月30日まで (令和6年9月9日)	大阪府吹田市江坂町1丁目17番26号 ダイキンエアテクノ株式会社関西支店	33,192,500円	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業(PFI事業)にて設置した空調設備については、引き続き同事業の中で性能維持を含んだ維持管理業務を行っているため、同事業における施工企業と随意契約するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで (令和6年9月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	17,805,653円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで (令和6年9月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	6,459,713円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで (令和6年10月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	22,075,228円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで (令和6年10月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	8,507,252円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで (令和6年10月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	4,973,174円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで (令和6年11月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	15,250,909円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立中学校に係る水道の供給契約	吹田市立中学校において使用する水道の供給	令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで (令和6年11月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	3,188,969円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで (令和6年11月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	5,480,211円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和6年12月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年12月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	23,458,680円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係るガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和6年12月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年12月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	7,031,039円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
3	教育総務室	吹田市立山田第三小学校 シューズボックスの更新業務	吹田市立山田第三小学校 においてシューズボックスの更新を行う	令和7年1月6日から 令和7年3月31日まで (令和7年1月6日)	大阪府大阪市城東区永田2丁目1番23号 (株)ユニオン	3,465,000円	1回目の入札で予定価格の制限の範囲内での入札がなく、直ちに再度の入札を行っても落札者がなかったため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る 水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和7年1月1日から 令和7年1月31日まで (令和7年1月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	14,556,209円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係る ガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和7年1月1日から 令和7年1月31日まで (令和7年1月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	8,387,445円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校管理課	吹田市立小学校に係る 水道の供給契約	吹田市立小学校において使用する水道の供給	令和7年2月1日から 令和7年2月28日まで (令和7年2月1日)	吹田市南吹田3丁目3番6 0号 吹田市水道部	18,306,779円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)
2	学校管理課	吹田市立小学校に係る ガスの供給契約	吹田市立小学校において使用するガスの供給	令和7年2月1日から 令和7年2月28日まで (令和7年2月1日)	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社	9,500,112円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)